

第758回教育委員会臨時会会議録

- 1 招集日時 平成19年2月19日(月)午後6時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後6時00分

6 第757回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第758回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成19年度宮城県教育施策の基本方向等について

(説明: 教育長)

「平成19年度宮城県教育施策の基本方向等について」御説明申し上げます。

資料1を御覧願いたい。これは, 県教育委員会が平成19年度に重点的に取り組む施策・事業の概要等について整理したものである。平成17年度からこういったものを作成している。表紙の裏面の目次であるが, 内容としては, 「趣旨等」, 「平成19年度における教育施策の基本方向」, 「平成19年度に重点的に取り組む施策・事業」の三つの要素で構成している。

それでは, 具体的内容について御説明申し上げます。資料1の1ページを御覧願いたい。1の「趣旨等」についてであるが, 基本的に前年度と大きな変更はないが, 文言等を精査し, 文章を整理している。

なお, (3)の「基本姿勢」については, 後段2ページ目にあるが, 学校, 家庭, 地域社会が相互に信頼感を高め協力し合いながら教育改革に取り組んでいくとともに, 福祉や産業など幅広い分野との連携に努めていくことを付け加えている。

次に, 2ページ目の2の「平成19年度における教育施策の基本方向」についてであるが, (1)の「基本的現状認識」では, 平成19年度に重点的に実施する施策・事業の選定の背景, 根拠となる状況変化を整理している。の「教育を取り巻く現状」であるが, 我が国の戦後教育の歩み, 近年の社会情勢等に触れながら, 国における「教育基本法の改正」や「教育再生会議の動向」, そして県における今年度策定し

た「宮城の将来ビジョン」を踏まえた修正をしている。一方、本県の具体的な状況については、「分野ごとの検討」において、3ページから10ページにかけて「学校教育」「社会教育」「生涯学習」「スポーツ」「地域文化」の5分野に分け、前年度からの状況の変化により修正している。

なお、文章は箇条書きとし、課題等を明確に表し、掲載する数値データ等については、適宜、図表化する構成に変更している。10ページの中ほどを御覧願いたい。「県民満足度調査結果の検討」という項目があるが、これについても、時点による修正を加えている。

このような状況から、10ページの下の方にあるが「平成18年度基本方向の検証」では、現時点で把握できるデータや評価を基に分野ごとに検証し、浮き彫りになった問題点や課題等を踏まえ、「学習習慣の定着」や「魅力ある学校づくり」、「いじめ問題」など、速やかな対応が必要となる取組への充実強化が必要であるとしたところである。この検証の結果であるが、12ページの中段を御覧願いたい。(2)の「平成19年度の教育施策の基本方向」においては、引き続き、学校教育の重視を明確に打ち出した上で、「学力の向上」、「豊かな心」、「健やかな体の育成」、「教員の資質向上」、「家庭や地域の教育力の向上」に力点を置くこととしたものである。これを受けて平成19年度に重点的に取り組む具体的な施策・事業については、13ページ以降6つの柱立てに整理している。

なお、6つの柱立てについては、「宮城の将来ビジョン」の柱立てとほぼ整合性を取っている。主なものを御説明申し上げる。第1は、(1)「着実な学力向上と希望する進路の実現」である。着実な学力の定着に向けては、「学力向上推進プログラム」を着実に推進していく。特に、新たな取組として、中1ギャップに対応するため、小学校教科担任制をモデル校で実施するほか、県内各地域の高等学校11校を進学指導拠点校に指定し、進学対策を進めて参りたいと考えている。また、13ページの下の方になるが、望ましい職業観、勤労観の醸成を図るため、発達段階に応じた系統的なキャリア教育に取り組んでいく。さらに、14ページになるが、英語による実践的コミュニケーション能力の育成や、学校における教育の情報化を計画的に推進していく。第2として、15ページであるが、(2)の「豊かな心と健やかな体の育成」である。いじめが原因とされる児童生徒の自殺が全国的に社会問題化していることを踏まえて、児童生徒一人一人を大切にし、命を尊重する心や他人を思いやる豊かな心を培い、生きる力を育むため、小学校、中学校において学校教育全般を通じた「心の教育」の取組の充実を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応、相談支援等の体制の充実に取り組んでいく。また、16ページになるが、子どもの体力・運動能力の向上のための取組や、交通事故、災害、防犯等に関する安全教育と安全対策への取組の充実を図る。第3であるが、(3)の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」である。「県立高校将来構想」に基づいた再編整備を進めるほか、各学校においては、校長と教職員の一体を図った、新しいボトムアップ型の特色ある学校づくりを進める。また、習熟度別学習や選択履修の拡大、また県内全ての小学校での少人数学級に加え、いわゆる中1ギャップに対応するため新たに中学1年生でも少人数学級を実施することとし、少人数による学習を積極的に導入することとしている。17ページにあるが、学校評価を実施し、専門的知識や技能を有する優れた社会人を特別非常勤として活用するなど、学校教育の多様化への対応や活性化を図っていく。さらに、特別支援教育であるが、「宮城県障害児教育将来構想」に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育の実現を目指し、総合的に共に学ぶ教育環境の整備に取り組むほか、学校施設・設備の整備促進等を進める。また、第4であるが、17ページの(4)「教職員の資質向上と適切な人事配置の推進」である。現代の多様な教育課題に対応できる優秀な人材を確保するため、実践的指導力と人間性を重視した採用選考を行い、採用後は教員の指導力、学校の教育力を高めるため、多様な研修機会の提供や教員評価により教員の資質向上を図る。さらに資質向上を促進する機能を担う(仮称)総合教育センターの整備を目指していく。第5であるが、18ページを御覧願いたい。(5)の「家庭・地域・学校の協働による子ども

もの健全育成」である。子どもの人間形成の基礎を培うため、子育てや家庭教育の支援を推進するとともに、基本的な生活習慣の定着を地域・家庭に広く呼びかけ、社会全体で健全な子どもの育成に取り組む気運を高める取組を進めていく。また、家庭や地域社会と学校が協働する仕組みをつくり、教育活動を展開することを通じ、地域の教育力の向上と学校教育の充実を図っていく。第6であるが、19ページの(6)「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」である。県民の生涯にわたるスポーツ環境の整備や一貫性のあるスポーツ選手の強化に取り組むほか、芸術の鑑賞機会の充実や文化活動への参加を支援するとともに、20ページになるが、図書館所蔵の貴重な歴史的資料等の修復、活用を促進する。また、生涯学習情報の提供や図書館ネットワークの充実を図るなど、生涯学習の環境づくりに努めていく。

以上の平成19年度に重点的に取り組む施策に係わる教育庁の重点事業の概要については、21ページ以降表に整理しているため、後ほど御覧願いたい。また、県教育委員会が来年度実施する施策・事業の全体像を、別途お配りしている資料2、資料3に「平成19年度教育施策」として体系化し、整理している。この教育施策の体系についても、「宮城の将来ビジョン」との整合性の観点から整理し、再編しているため、併せて御覧願いたい。

この19年度宮城県教育施策の基本方向等については、平成19年度予算も関連しているため対外的な公表については議会で議決される3月13日以降を予定しているため、それまでの間は(案)ということに対応させていただく。以上、御報告申し上げます。

(質疑なし)

9 議 事

第1号議案 第312回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

(説明：教育長)

「第312回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成19年2月15日付けで、知事から意見を求められたため、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

「平成18年度宮城県一般会計補正予算」についてであるが、2ページの第312回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。今回提出することとしている教育委員会の2月補正の主な内容についてであるが、今まで未配置であった中学校へのスクールカウンセラーの配置及び希望する小学校への子どもと親の相談員の配置、いじめ相談二十四時間電話の設置など教育相談体制の強化に対する経費の計上やスケート競技の振興を図るため、屋内スケートリンクの営業を開始する事業者が施設設備の改修等を行う経費の一部を助成するための経費などを計上している。このほか、各事業の執行額及び国庫補助金等の確定などに伴いそれぞれ所要の措置を講ずるものであるが、退職者数の見込みの減などに伴う人件費の減額、あるいは県立学校校舎等建設事業費の確定などにより、33億4,995万3千円を減額計上している。

平成19年2月宮城県議会に提出される予算議案の内容については以上のとおりである。よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 言葉の説明で教えていただきたいが、「子どもと親の相談員」というのは心の相談員のことか、初めて聞いたので教えていただきたい。

義務教育課長 心の相談、具体的に言うと不登校、あるいはいじめ、それから暴力行為等々校内での子どもたちの基本的には心の問題に関わる事項について相談対応するという事業である。中学校にスクールカウンセラーが行っている訳であるが、小学校には行っていないので数

が限られてはいるが、小学校を対象とした事業である。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

10 協議事項

「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」について

委員長 それでは、協議事項に入る。前回もこのことについては協議事項になったが、「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」、これについて前回は三つの論点、つまり、「通学区域の現状と課題」、それから「3%枠の拡大と通学区域の撤廃」、それから「懸念事項と対応」について、具体的に検討してきたが、大きな方向として、学校選択の自由を拡大することについては皆さん異論のないところだったと思う。

本日の協議であるが、前回の協議の中で、委員から何点かの補足資料の要請があり、事務局の方で準備していただいているので、これらの資料をもとに、さらに議論を深めていきたいと思う。それでは、お手元に資料が用意されているので、事務局(教育企画室長)から説明願う。

(説明: 教育企画室長)

それではお手元の資料に基づき御説明する。何点か資料を用意させていただいているが、最初の「高等学校入学者選抜審議会における通学区域見直しについての基本的な考え方」という2枚綴りの資料があるが、これは後で御説明申し上げる。特に前回の委員会で資料の作成を求められたものを用意しているので、それについてまず説明申し上げる。まず「各都道府県の通学区域の見直しの状況」という資料がある。これは2枚綴りの資料になっている。2枚目は三つの県の各普通高校の状況を書いたものであるが、まず1枚目である。学区を撤廃した12県、それから撤廃予定の5県について、本県と同じ3%枠のようなそういった枠を設定している県がないのか、あるとすれば通学区域の撤廃とどのような関連付けを行っているのかということで整理した資料である。まず、一番下の備考欄にAというところがある。この類型をA、B、Cと分けているが、Aについては「本県の3%枠に該当する他学区受け入れ枠を設けていない」、あるいは「設けているが拡大しないで撤廃したパターン」である。それからBは「本県の3%枠に該当する他学区受け入れ枠があって、その枠を20%~30%程度まで拡大した後に、その影響や効果を検討し、撤廃したパターン」、それからCであるが、少ないが「本県の3%枠に該当する他学区受け入れ枠があって、撤廃年度を決めた上で、撤廃するまでの間受け入れ枠を拡大するパターン」に大きく分けられる。ちなみに法律の改正というのは御案内のとおり平成13年7月に公布されて翌年1月に施行されている。具体的に見てみると、まず上のAに分類される和歌山県から奈良県の9県、これについては「隣接学区間の受け入れ枠」の設定状況、それから右側の「他学区からの受け入れ枠」の設定状況ということで枠の設定でも二種類あり、隣接する学区間の乗り入れがいいということと、隣接学区以外の、本県と同じように全ての学区の乗り入れを設定している県がある。いずれにしても、隣接学区間で受け入れ枠を設定している県が若干あるが、審議会の答申がいずれも「撤廃」、それで教育委員会の方では答申と同じ結果、撤廃したというのがAのグループである。それから撤廃した中で、Bのグループに入る拡大後、撤廃しているというケースについて御説明する。東京都であるが、補足欄のところを見ていただきたいが、拡大後、撤廃ということで平成13年度の入試から受け入れ枠を拡大している。何%から何%に拡大したかというのは左側の受け入れ枠の設定状況「各高校が30%・40%・50%のうちから設定」ということであるが、平成12年度までは30%・40%という枠の拡大があったが、それを平成13年度から30%・40%・50%というふうに50%という限度枠を作るとともに選択をできるようにしたということである。それで同年の9月には撤廃を決定しており、そして平成15年度から撤廃したということであるが、

平成13年度の受け入れ枠拡大であるが、審議会答申の内容のところで「受け入れ枠の拡大(平成13年7月の法改正前の決定)」ということで平成13年度から枠を拡大しているが、決定は当然ながら平成13年の前であるので、いずれ法律が改正される前に審議会で受け入れ枠の拡大を決定した。言わば選択肢としては拡大しかない、当時では撤廃はあり得ない、そういった中で平成13年度入試から受け入れ枠を拡大したというのが東京都である。それから神奈川県についても同じような時期であるが、補足のところを見ていただくと平成13年度の入試から受け入れ枠を拡大している。8%から25%に拡大している。この平成13年度の拡大であるが、これも審議会の答申としては受け入れ枠の拡大という答申に基づいて平成13年度から拡大しているが、審議会の決定は少し前の状況であって、そういった意味では東京都と同じような流れを辿っている。平成13年度に8%から25%に拡大し、平成15年10月に撤廃を決定している。そして1年半の周知期間を置いて平成17年度から撤廃ということである。それから広島県である。これも基本的には拡大後、撤廃をしており、ここについては審議会の答申を見ていただくと、学区の統合と受け入れ枠の拡大という内容で平成13年10月に答申している。撤廃ができるというような法改正ができた時期と同じぐらいに審議会の方で学区統合と受け入れ枠の拡大という内容で答申し、それを受けて平成15年度入試から15学区を6学区、それから枠も5%から30%に拡大している。そして平成15、16、17年度と3か年実施し、平成17年5月に教育委員会として撤廃を決定し、即翌年度から撤廃ということである。ここは周知期間もほとんど設けずに実施している。それから撤廃予定ということで既に決定しているがまだ実施していない、予定のグループであるが、群馬県から山梨県までの4県はAグループということで答申が撤廃、決定も撤廃ということである。それから大分県であるが、ここは隣接の枠と他学区からの枠両方持っており、答申のところを見ていただくと、撤廃という答申が平成16年12月に出され、その時期も平成18年度入試から撤廃ということで審議会答申で示されていた。これを受けて教育委員会の方で平成17年3月に経過措置付き撤廃を決定している。それで中身は経過措置付き撤廃ということで、平成18年度入試から学区の統合と学区の拡大を実施し、平成20年度から撤廃ということである。平成20年度から撤廃という決定を行って、その間拡大をするという教育委員会決定になっている。上のBは、枠の拡大という審議会の答申を受けて、教育委員会は枠を拡大し、その後また立ち止まって撤廃をするかしないか検討し、教育委員会として結果として撤廃を決めたという流れになっている。

それから次の資料が、前回の委員会で学区を撤廃した三県における主な進学校の撤廃前と後の入試倍率についてお示ししたが、いわゆる地方の高校についての入試倍率はどうかということで、この三県について全日制普通科だけであるがその倍率の状況を示した資料である。それで網掛けをしたのが県都というか和歌山県であると和歌山市内の学校、それから秋田県であると秋田市内の学校、滋賀県であると津山市内の学校を網掛けしている。それから太線で括っているのが撤廃する前の学区ということである。それで地方の学校と思われる県庁所在地以外の高校を見てみると、本当に地方の学校間で、志願倍率が増えた学校もあり、減った学校もある。このとおりである。特に減ったと思われる和歌山県の下の方の「串本」とか「古座」であるが、串本高校であると平成14年度0.91倍から平成15年度0.80倍、平成16年度0.64倍、古座高校についてもぐっと減っているが、この状況を確認したところ、ここは位置的に和歌山県の最南端に位置するところで大分少子化が進んでおり、今後学区云々というよりも統廃合までをも考えなければならない地域であることを伺っている。それから秋田県でも真ん中ほどに合川高校とあり、ここも18年度を見ると大きく減っているが、ここも和歌山県と同じように随分人口減少、中卒者の減少地域ということで統廃合せざるを得ない高校ということでも伺っている。滋賀県についてはそういった大きな変化はないが、いずれにしても地方と言われる高校で増えたところもあるし減ったところもあって、なかなか学区撤廃との因果関係については難しい、少子化ということも関係するということで、こう

いう資料になっている。

それからもう一つ資料として、前回の委員会で魅力ある学校づくりの現状をもう少し学校毎に分かるような資料を作ってほしい、あるいは今後どのような方向に行くのかということで作ってほしいということから作らせていただいた資料である。これについては来年度の新たな事業も書いており、この辺はまだ議会の議決以前ということである。地区毎にまとめてある。あくまでも普通科高校だけであるので、実業高校などは入っていない。南部地区、それから中部地区といった地区毎、それから制度の面ではどうなのか、それから進学指導、あるいは就職指導、特別活動、部活といった主に特色化として色々取り組んでいる学校がある訳であるが、そういった大きく四つの括りで作ってみた。詳細の説明は省略させていただくが、例えば南部地区の白石高校、白石女子高校を見ていただくと平成22年4月からこの2校が統合されて進学重視型単位制に移行するというので、今構想づくりがされている。進学指導ではここに書いてあるとおり、これまでも進学指導に重点を置いてきて平成19年度から新たに進学指導地域拠点形成事業としてこの2校が指定される予定になっている。それから蔵王高校のところを見てみると、制度面であるが単位制の高校であるが、類型選択制というのをとっており2年生から選択できることになっている。これは学校独自で決められるが、進学コース、福祉、情報ビジネスと2年生から選択できて、それぞれに基づいた授業が展開できるような特色づくりをやっており、就職指導にも随分力を入れているということで、ここにも書いているが学校独自の科目、アントレプレナーシップ(起業家教育)といったところにも力を入れている学校である。それから柴田高校であるが、御案内のとおり体育科があり、ここに力を入れている。それから角田高校は白石高校と同じようにやはり進学指導に力を入れているといったことで、また角田高校の空手は全国レベルと聞いている。それから中部南地区にこのように各高校があり、それぞれの特色をここに書いている。それから次のページを開いていただくと中部北地区、仙台二高から富谷高校まで拾っているが、ここに制度面での取組、さっき宮城二女高の制度面での取組を申し上げなかったが、平成22年度から併設型中高一貫校ということで宮城二女高は考えている。それで中部北地区の宮城一女高は白石高校と同じような進路重視型単位制ということで、今構想づくりがされている。塩釜高校と塩釜女子高は平成22年度統合されるということで、色々統合に向けた事業展開をしているということである。それから次のページ、北部地区であるが、古川高校から岩ヶ崎高校まで載せているが、古川高校、古川黎明高校ともにここも地方の拠点校ということで、進学に力を入れているということである。岩出山高校を見ると、これは進学指導、就職両面であるが、悠備館タイムといった地域資源を活用した学校づくりを平成18年度から行っている。中新田高校、松山高校についても太字であるが、平成19年度から個性かがやく高校づくり事業に基づき特色づくりをやりたいということである。松山高校については地域に密着した野球といったものもある。田尻高校については、平成20年4月から昼夜間開講型単位制、それから地方拠点の一つである佐沼高校については、ここに書いてあるとおり宮城教育大学との連携による佐沼授業塾と銘打った授業改善に取り組んでおり、進学に力を入れている。その下の築館高校、岩ヶ崎高校であるが、これも、これまでもそうであるが平成19年度以降も進学に力を入れた学校づくりをするということである。それから最後であるが、東部地区、石巻高校から志津川高校まで書いている。東部地区については、石巻高校、石巻好文館高校がここに書いてあるとおり拠点校としての進学指導に重点を置いている。それから女川高校については、制度面でここも類型選択制ということで進学コース、就職・ITマルチメディア・スポーツ福祉といったような特色づけをやっており、中身的には特に学び直しに力を入れた取組を行っている。それから気仙沼高校については、ここに書いてあるとおり国際理解、英語教育に由来から力を入れており、これらをベースにやはり進学に力を入れようということである。気仙沼西高校も類型選択制をとっており、特にここは福祉に力を入れており、就職指導のところに記載があるが地域にある福祉施設と資格取得とか就職で連携を図っているということである。志津川高校についてはここに書いてあるとおり連

携型中高一貫校ということで、様々な特色づくりを各学校でやっている。

次の資料に、今後の方向性ということでまとめてみた。概括的には、魅力ある学校づくりについては、先程整理したとおり様々な取組を行っている。これからも県立高校の更なる活性化を図るということで、単位制、あるいは多様な選択科目とか、あるいは制度面での類型選択制の導入など、それから地域、企業、大学等との連携による進路指導、あるいは生徒指導、部活動、こういった活動を充実させて、各学校の伝統、個性を生かし、時代の要請に応じた特色ある学校づくりを予算・人事の両面からも積極的に推進する必要があるということであり、主な取組として、ここで4点ほど掲げてある。まず一つは特色づくりであるが、これはこれまでも進めているが、特に来年度から新たな事業として「個性かがやく高校づくり推進事業」ということで、ここにいくつかの高校の掲載があるがここに書いてあるとおりそれぞれの学校の特性、これは学校の方でこういった取組をしたいという提案があって、それについて予算面で支援をするという事業であるが、松山高校、中新田高校、特に松山高校は先程言った学び直しなどを中心に地域との連携を取りながら進めていきたいということがある。それから二つ目であるが、進学指導の充実として、これも来年度新たな事業として「進学指導地域拠点形成事業」ということで県内の各地域、特に11校を進学指導拠点校として、それぞれ指定校間の連携とか協力をしながら進学指導のノウハウを共有する。そしてその成果を県内各高校に発信し、普及するという取組である。具体的には指定校同士の学習合宿とか課外学習を一緒にやるとか、あるいは進路指導についての情報交換を行う場を設けるとか、色々な連携を取りながら進めていくという事業である。それから三つ目として、就職指導の充実、これはこれまでもそうであるが、「職業観を育む支援事業」ということで、例えば就職推進校の指定とか、あるいは「キャリア教育総合推進事業」などをこれからも推進していくということである。四つ目として、人事面での取組も行うということであるが、教員の資質向上を図りながら、校種間交流人事、それから公募制人事異動などを積極的に行うとともに、広域人事交流をさらに進めるための方策を検討するなど、適材適所の人事配置を推進するという、こういった取組を行いながら、特色ある学校づくりを今後も進めていくということである。

それから資料としても一つ、各高校における色々な経済的な支援制度はないのかということ、あるとすればどんな制度があるのかということでもまとめた資料である。一つは「高等学校における奨学金事業」ということでここにまとめてある。高等学校等育英奨学資金貸付とあるが、これが非常に多く使用されている貸付である。ここに書いてあるとおり対象、それから経費として国公立、私立の場合の月額がここに書いてある。やはり二つほど資格があり、一つは学力とか資質が一定以上という条件がある。具体的には中学校3年次の履修科目の平均が3.5ということとか、あるいは経済的な条件としては、一定以下の条件であるが、例えば4人世帯給与等収入779万円以下といった経済的な条件がある。これが育英資金である。その他他団体の奨学金としてここに書いてあるとおりである。それから福祉資金の修学資金もある。それから融資制度、それから市町村が独自にとっている制度がある。それから裏側に県立高校独自で奨学金制度を持っているところが何校かある。そこを書いている。それから貸付等ではないが、大きな二つ目として「県立高等学校の授業料の減免等に関する規則」というのがある。授業料の年額をここに書いているが、以下の理由、例えば市町村民税の所得額の納付を要しない場合、市町村民税の非課税とか、あるいは生活保護を受給されている世帯の方については減免をするということである。それから三つ目として「私立高等学校の授業料の減免等に関する規則」というのがあり、概ね県立高校と同じようであり、1種から3種までであるが、1種を見ると生活保護世帯とか、市町村民税が課税されていない世帯についてはこのような減免があるということである。

それから次の「平成18年度高等学校等育英奨学資金の採用・貸付状況等」という資料であるが、活用状況はどうかということでも調べてみた。特に活用が大きい育英資金について調べてみた。この育英資

金については従来は国でやっていたが、平成17年度から都道府県に移管された訳であるが、平成17年度の実績をここに書いており、745人、金額にして約1億9,900万円、平成18年度の1月末現在であるが、1,575人、金額にして約3億5,200万円ということであるが、都道府県への移管が学年進行で行われているので、平成17年度は新1年生のみ、平成19年度以降になると全学年の生徒に対し都道府県が貸付をするという制度になっている。それで平成18年度末貸付予定高ということで下のところを見ていただきたいが、貸付人数は1,575人、1月末現在と同じである。貸付額が4億2,240万円ということで、上に記載してある1月末より2月、3月と貸付をするので当然に伸びてくる。平成18年度の貸付額が4億2,240万円であるが、基金の状況というところを見ていただくと、貸付金として持っている枠が5億5,137万円ある。であるから5億5,137万円と平成18年度の貸付予定額4億2,240万円の差が1億3,000万円ほどまだ余裕があるというデータである。あとは現金で持っているということで、今7億円持っているが、新たに貸付する分から都道府県の貸付原資になってくるといことで、宮城県の場合、ここに書いてあるが最終的な基金の総額は約55億円ということを見込んでいる。既に国ベースで貸し付けた金額が償還として入ってくる。それは都道府県の基金の方に入ってくるという仕掛けになっている。貸付等の状況については以上である。

それから最後に資料として高校生の通学実態について学校要覧から抽出したものである。一部の高校しか書いていないが、学校要覧の書き方もまちまちであり、なかなか要覧から出せないものもあったが、出せるものについてここに書いてあるので後で御覧いただきたいと思う。

最初の資料に戻っていただきたいが、具体的な資料としては今説明したとおりである。改めて前回委員会での色々な協議を踏まえて、特に通学区域について3%枠から撤廃になった理由が今ひとつ分かりづらいということもあって、それから経過措置を設けた都道府県もあるので、その辺の関連で改めて整理したのがこの2枚綴りの資料である。くどいようであるが簡単に説明させていただく。「高等学校入学者選抜審議会における通学区域見直しについての基本的な考え方」ということで、まず一つは審議会に諮問した経緯や背景を改めてここに書いてある。既にこれは御承知のこととは思いますが、順に説明すると「通学区域というのは、平成13年度に法律が改正されたがそれまでは法律によって設定が義務づけられていた」ということである。それから通学区域の意義・目的、これについてはここに書いてあるとおり「少子化、それから生徒のニーズの多様化、交通圏生活圏の拡大などといった、教育を取り巻く環境は大きく変化しているということ、今後は生徒の学校選択の自由や多様な選択機会の確保が重視されるべきではないか」ということ、それから「通学区域というのは、生徒の立場から見ると、住んでいる場所によって選択できる高校が制限されるという、いわゆる「規制」も一部である訳であるが、その根拠、理由、必要性、合理性が薄れた場合には、その規制については、基本的には緩和、あるいは撤廃を検討する必要があるのではないか」ということ、国においても先程説明したとおり法律改正が行われている訳であるが、「通学区域の設定を一律に義務づけるのではなく、各地域の実情に応じて教育委員会が判断すべき」ということで、平成13年度に法律が改正されたということである。これを受けて「通学区域の今後の在り方について多くの県で検討が進められており、今現在、東京都など12都県が通学区域を撤廃した」ということである。それから平成17年3月に県議会の動きであるが「通学区域の見直しの要請があったが、その請願が採択された」ということなどを踏まえて、「17年7月に、高等学校入学者選抜審議会に諮問した」という経過がある。

それから次であるが、審議会では、基本的な方向性として、前回お話ししたとおり「維持」、それから「縮小」、「拡大」、「撤廃」という選択肢について議論し、中間報告にもあったとおり生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましいということで、「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」の二つの方向について検討が進められたということである。

それで裏のページであるが、それではどうして3%枠の拡大ではなく、通学区域の撤廃が望ましいと判断したかということである。前回の論点2、あるいは論点3で取りまとめたものを、内容的に前回と同じであるがここにこういった形で整理した内容である。まずは審議会では、「枠の拡大」と「撤廃」について、それぞれについて様々な観点から検討を行って、その結果、3%枠の拡大に関する課題ということで、四つほど整理している。前回お示ししたとおり、一つは「生徒の自由な学校選択の機会を保障するという観点から言うと、限度枠があることによる心理的制約や合格ラインに関する不公平感といったようなものがある」といったこと、それから「住む場所によっての学校選択の機会の差を解消する」、それから「複雑で分かりにくい制度を解消する」、あるいは「魅力ある学校づくり、あるいは高校教育全体の活性化をより推進する」といったような課題がこの3%枠の拡大にはあるということで、これらの課題を解消するためには、3%枠の拡大よりも撤廃の方が望ましいと判断している。いわゆる通学区域撤廃によるメリットをこのように整理をしたということである。逆に特定への地区への集中とか学校間格差の助長といった懸念事項もあると、いわゆるこれは撤廃によるデメリットという言い方をした訳であるが、このデメリット、懸念事項について次のように整理してきた。一つは「見解1」ということであるが「3%枠の拡大についても通学区域の撤廃についても、基本的に共通する様々な懸念がある」と、懸念についてはここに示したとおりであるが、特に今回審議会で検討の焦点とすべき懸念事項は、「仙台への一極集中」ここが色々な懸念の一つのベースになっているのではないかということである。それから「見解2」ということで「魅力ある学校づくりの状況や通学状況等から、集中が生ずる可能性は現実的には低い」ということで、その理由をここに書いている。これも前回の委員会で示した資料であるが、次の理由から、通学区域の撤廃に伴って、懸念される事態、志願者の仙台一極集中が生ずる可能性は現実的には低いと考えられる。一つは「本県では基本的に地元の高校への進学志向が定着しているということ」、これは前回の委員会で中部地区の全日制高等学校の入学者を見てみた場合にここ数年地方からの入学者の割合が減っているというデータを示した。こういったことで地元の高校への進学者が定着している。それから「地理的要件とか通学の利便性から、撤廃しても全県的に仙台への志願者の集中が生ずるとは考えにくい」というのが一つである。それから二つ目として「地方の高校の魅力ある学校づくりが近年、着実に進展し、生徒を引きつけている」ということで、例えば地方拠点校と言われる高校の国公立大学の合格者の推移を見ると格段と上昇しているということである。それから三つ目として「地方からの仙台圏の高校への志願者が減少傾向にある」と、これについては前回の委員会でも示したが、仙台市内にある総合学科等の全県一学区の高校への地方からの受検者数を見ると減ってきているということである。それから四つ目として「適切な進路指導や予備調査等を通じ、生徒の適切な進路選択が期待される」、それから五つ目として「通学区域を撤廃した他県でも撤廃を決定した当時は懸念が指摘されたが、撤廃後の状況を見ると、志願者の集中はほとんど生じていない」ということ、さらには「教育委員会が魅力ある学校づくりに真摯に取り組むことによってこのような懸念が生ずる可能性はさらに低くなる」ということである。それから「見解3」として「懸念事項については、教育委員会や学校できちんと対策を行えば、それほど心配はない」ということである。先程と若干重複するが「仙台圏への志願者集中への懸念をさらに小さいものとするためには、魅力ある学校づくりのより一層の推進が不可欠」ということを審議会で言っており、次のページであるが、こういった審議会での議論を踏まえて、一つは「通学区域の撤廃によりもたらされる効果(メリット)が大きいこと」、それから「懸念事項(デメリット)はあるが、その生じる可能性は低いと判断されること」、それから「懸念事項については、通学区域の撤廃によるプラスの効果(生徒に選ばれる学校となるための魅力ある学校づくりが各学校でより一層進展すること)や、教育委員会が魅力ある学校づくりへの取組・施策のより一層の推進により、懸念を更に小さくすることが十分可能であると判断されること」と、こういった総合的な判断から、3%枠の拡大ではなく、通学区域の撤廃の方が望ましいという審議会の結論で

ある。それから次のQ4であるが「撤廃するとしても、当面3%枠を拡大したり経過措置を設けるなどの方式は考えられないか」ということであるが、やはりこういった議論も審議会ではあった。既に通学区域を撤廃した他県の例、先程説明したが、多くの県では、Aというゾーンであるが、現行制度から直接、全県一学区に移行しているが、中には、段階的に拡大した後、その効果や影響を再検証し、撤廃に踏み切っている都県（東京都・神奈川県・広島県）、それから数年後に通学区域を撤廃することとし、その間、経過措置として他学区受け入れ枠を拡大している県（大分県）もあった。こういった経過や措置等を設けている都県についても審議会でも色々議論があった。その議論の経過をまとめたのが次の記述である。「受け入れ枠の拡大を経ての段階的な撤廃（段階的方式）や、経過措置の是非については、次のような点が指摘されました」ということで、一つは「段階的方式について」である。「東京都、神奈川県及び広島県のように、当面、受け入れ枠を拡大し、その後の影響などを検証し、撤廃について再度判断する方式（段階的方式）は、懸念の緩和につながるという意見もあるものの、撤廃を前提としたものではなく、結局、「3%枠の拡大」と同じ見直しとなる」ということである。「3%枠の拡大については、（既に先程説明した資料にあるように）懸念される事柄の可能性や程度についても検討した上で、通学区域の撤廃の方が、その効果（メリット）が大きく、懸念（デメリット）が生ずる可能性や程度は小さい」ということで、「撤廃が望ましい」と審議会では結論付けている。一端受け入れ枠を拡大するというのは3%の拡大であるということである。「なお、こうした都県でも、その後、拡大による影響などを検証し、特に大きな問題は生じなかったとして通学区域を撤廃している」ということである。二つ目の「経過措置」を設けている大分県のような場合であるが、「大分県のように、数年後に通学区域を撤廃することとし、その間、経過措置として、受け入れ枠を拡大する方式」であるが、「3%枠の拡大を実施する間に、撤廃に向けての経験と準備が進み、円滑な制度移行が可能となる反面、次のような課題がある」として指摘されている。一つは「短期間で少なくとも二度にわたる入試制度の変更があることにより、生徒、保護者、学校現場等にとまどいや混乱が生じ、進路選択や進路指導に大きな影響をもたらすことが予想される」、それから「3%枠の拡大期間中、県立高校の男女共学化や中部南地区・北地区間の調整措置との関係から、特に仙台圏では、生徒にとって、より複雑で分かりにくい制度となる」ということが指摘された。それから三つ目として「他の都県の撤廃後の状況について」であるが、先程説明したとおりであるが「他学区受け入れ枠を20%～30%程度まで拡大した都県では、その後、その影響などを検証し、特に支障は無かったとして通学区域を撤廃している。また、現行制度から直接撤廃した県においては、志願者の集中や遠距離通学の増加などの懸念について、撤廃後、特に大きな問題は生じなかったとされている」という段階的方式、あるいは経過措置、あるいは他県の状況などを踏まえて「このようなことから、段階的方式や経過措置を設けるよりも、現行の3%枠を撤廃の実施時期まで継続する方が混乱は少なく、また、十分な周知期間を設け、中学校における進路指導などの環境整備を図ることによって、円滑な制度移行が可能となると判断した」ということで、結論として通学区域を撤廃するという判断を審議会で行ったということである。長くなったが説明は以上である。

（質 疑）

櫻井委員

2ページとか3ページに何回も「複雑で分かりにくい制度の解消」というのが書いてあるが、少なくとも平成22年度以降になると全ての学校が男女共学になるし、そうすると調整枠は必要なくなる。「複雑だ、複雑だ」といっている割には、周知期間を22年度まで延ばせばそんなに複雑ではないと思う。それをこの間もそうであったが「複雑だ、複雑だ」と言いながらも、保護者や生徒にとってはそんなに22年度以降であれば複雑ではなくなると私は感じている。Q3の「拡大ではなくて、通学区域の撤廃が望ましいと判断された」ところで、は良く分かるが、としてこのように大きく書い

- ていると、ちょっと説得力がないように私は感じるが、そこは如何か。
- 教育企画室長 「複雑で分かりにくい」ということであるが、一つは3%枠の拡大をした場合ということである。3%枠の拡大をした場合に今の学区であると、特に中部地区の南と北に定員のバラツキがあるので、その調整措置を今とっているが、そうするとこの調整措置というのは今後とも学区がある限り続く訳である。
- 櫻井委員 私が今質問したのは、22年になればもう調整枠というのはなくなるので、そのことを理由にするとすれば22年度までの話であって、周知期間を長く設けて22年度以降に拡大という話になればそれほど私は複雑ではないと感じているということである。
- 教育企画室長 制度の分かりにくさという課題についてはそのとおりだと思う。
- 鈴木次長 ただ審議会の中では学区の見直しをどうするかという方向で、そこに絞って審議をしており、例えばいつの時期にどうするかという話は議論の焦点になっていない訳である。いつからどうするかという話はまさにこの委員会で決める訳である。その方向を決めた上で、では周知期間をどこまで延ばしたら十分県民なり、あるいは子どもたちに周知徹底が図られるか、混乱が最小限にできるか、そこはまた別の議論になる。であるからここでの議論の場合は、やはりそういう話が出てきても当たり前と言えば当たり前であるが、いつ撤廃するという時期については議論の焦点になっていないので、そういう話は限定できると理解できる。
- 山田委員 他県の一般入試倍率の数字を見させていただいて、私が思っていたほどは大きな変動はなかったのかなと私なりに読み取ったが、その中でも多少変動しているところがあり、やはり他県においても魅力ある学校づくりとか特色ある学校づくりというものを多分されたのかなと思うが、その中で例えば成果を上げた事例とかそういったものというのは調査されているのか。
- 教育企画室長 具体的に成果を上げたところまでは確認はしていないが、前回の他県の状況の中で三県の状況を示した資料があった訳であるが、その資料の中に「撤廃後の状況」という項目があり、和歌山県なり秋田県なり滋賀県の状況が入っているが、その中で「撤廃後各学校の特色づくりの後押しになった」というのが、和歌山県と滋賀県で記載があり、普通科の特色化を推進することができたということである。今手元には具体にないが今回の審議会答申と同じように「特色づくりに向けた施策をきちんとしなさい」という答申が出ており、それは教育委員会の方で予算なり色々な形で、特色づくりに向けた取組をやっているのは事実である。具体的にどこの高校がどのような形で実施したかというのは確認はしていない。ただ本県でお示した19年度以降の特色づくりの中に高校の具体事例を記載しているが、こんな取組を本県の場合やる予定であるが、多分他県でも同じような取組をやっているのではないかと思う。
- 山田委員 もしそういう成果を上げた事例などがあつたら是非そういうのも研究課題として取り上げていただければと思う。もう一つ、魅力ある学校づくりというところにまたいくが、4点ほどこの資料の中に挙げている。特に1番目、2番目の予算額を見ると例えば「進学指導の充実」ということで19年度予算が8,000千円となっているが、ちょっと個人的には非常に少ないのかなと、お金が全てではないだろうが、その中身というかどんな予算の中身になっているか教えていただきたいと思う。
- 教育企画室長 具体的な取組はこれからになる訳であるが、今考えているのは指定校間の連携協力というのが大きな括りとしてあり、具体的には連携した学習会を開こうということで、例

例えば難関大学志望者の多い高校が連携して夏休み中に指定校合同の学習合宿とか課外学習を実施するとか、あるいはモデルプランというか、効率的な、効果的な進学指導を実践する高校を連携モデル校として位置付けて、そのモデル校の実践を他の指定校が研究するといったような形でお互いの進学指導の研究を行う体制を作るとか、あるいは連絡協議会を作って、今は学校独自でやっていたが、指定校の枠を超えて全国模試とか、あるいはセンター試験の分析とか、あるいは各学校で行っている進路指導の内容についての情報交換を行えるような協議の場を設けて、それぞれのノウハウを共有するという取組、それから異校種間の連携も考えており、例えば中学、高校、大学との連携をして、大学、それから地域の中学校との連携をして授業改善を、さらにいいものにしていこうということで、地域授業塾みたいなものを開設することも考えている。そんなアイデアというか取組を今考えている。

鈴木次長 補足であるが、具体的なイメージとしてはこういう学校における事業展開というのはほとんどソフトで人件費が100%と言っていいほど教員が頑張る訳である。あとは旅費とか、あるいは別途の会場を使えば会場の使用料とか、あるいは若干講師を招けば講師に対する謝金とか、そういうところであるので、本当に何十万円という予算を学校に特別の配分、通常の管理費はあるので、そこに上乗せしてその位の予算を付けるだけでも相当学校は動きやすくなるということである。であるからそういう支援をしていきたいということである。

委員長 魅力ある学校づくりの魅力とは何だということでの間お話したが、一つは進学である。学力向上というか、それに対する例えば大都市と言われる所と地方と言われる所ではどう違うかということ、かたや予備校みたいのがあってやっているとか、かたやそういうのはなくて学校がそれを全部賄っている訳である。そういうところで地方の高等学校の人的な支援をやって学力を上げるような何かを講じるということは必要である。そういうことに対するお金というかそういうのも必要である。それからもう一つは、具体的に踏み込むとこれは将来のことで、例えばこれは絵に描いた餅かも知れないが、あるいは実現できるかも知れないが、今までものすごく優秀な方が一杯いて、それが団塊の世代で退任された時にその方の中から非常に優秀な方をそういう所に重点的に行っていただくというような施策もあっていい。そういうことも考えているのか。

鈴木次長 そういうこともやり方としてはあると思う。

委員長 また前に戻るが、とにかくこういう一極集中という懸念の一つには学力ということがある。それはこれで見ると話が飛ぶが、今までの撤廃した、先行した県においては一極集中というのはなかったということである。これはそういう事実があるということである。この資料を私は非常に大事だなと思ってさっきから眺めていた。

小野寺委員 今日踏み込んだ資料が出ているなと思っている。私がほしかったと思った資料が出ている。最初に二点についてお話したい。いわゆる経済的な格差とか教育格差の問題があるが、意見聴取会等でも出された訳であるが、非常にこれは対応が難しい問題だとは思っている。現実的にやはり地方の場合は経済的に余裕のある家庭は私立を含んで学区外に通学をさせている状況にはあるんだろうと思う。それから例えば中央の難関大学とか学部学生の保護者の所得が多いという調査も目にしたこともある。所得と学力が相関しているというようなデータも最近よく出てはいる。その辺りをどう考えたらいいかということもあるが、なかなかこの場で考えるのは難しい問題ではある。ただ私は、公教

育の場でそうしたものを広げるような施策とか、あるいは制度というのはやはり賛成しかねる訳であるが、宮城の場合も授業料未納者とか最近特に出ている。やはりそれに対しては学区制に関わらず、やはり支援策を講じなければいけないと、これは佐々木委員さんもずっとおっしゃっているが、そういうことについてはそうしなければいけないと思う。それで今日こういう奨学資金の資料が出ている訳であるが、いわゆる中学校の予約採用であるが、18年度396名と出ているが、いわゆる学力基準では3.5と出ているが中学校現場では結構難しい。家計基準がどのなのか私は分からないが、ある程度家庭の状況に応じてはある程度幅を持たせることができないのかなと思っている。それからもう一つ、こういう制度をやはり生徒とか保護者とか現場にもっと浸透しなければいけないと思う。そういう反省を私は持っている。ただ学力基準で出すとほぼ認めてはいただいていたので、それが今日出されて資料の中では第一点である。それから今出ている3%拡大であるが、私は本当は個人的には選択の機会の拡大というのはこれからの生徒に保障してやりたいと考えていたが、ただ撤廃の前に3%枠というのを拡大してその状況を評価して、必要であれば撤廃に進めたらいいのかなというこだわりを実は持っていた。何度もそのことについては話してきたが、ただ今日踏み込んだ資料だと思うが、各県の通学区域の見直しの状況を見ると、いわゆる先行事例であるが、ここからどういうふうに判断するかということであるが、拡大した後撤廃というのが三つあり、それもあまり時間を置かないでやっている。これを見て大きな問題はないようであるが、こうした段階的な推進ではなくて、いわゆる3%枠を撤廃する方向で見直した場合に特に宮城においても同じような考え方ができるかどうかである。他の県と同じように、その辺りである。ただ私はこれを見て確かに踏み込んだ資料だなという感じはした。もっとこれを早く出してもらえば良かったなと思うところもある。以上である。

委員長 今のは一番目の都道府県の通学区域の見直しの状況についてのことである。この状況が宮城県でも同じように考えられるかということが大きなこととして一つ出た。

佐々木委員 決めるために必要な議論と決まった先を考える議論とが今かなり一緒になっているように思う。決めるために必要な議論、それから決まった後改めて議論しなければいけないことと多少混ぜてお話ししないと話が進んで行かない部分もあるのではないかなと思った。前回私が質問させていただいた拡大と撤廃についての議論がなされたのかということに関しては、その内容の是非というか結論は別として審議会の方できちんと議論されて、そして結論が出されたんだということを今回十分理解できた。その経過については、私は話し合いをしてもらっての結論だということについて納得している。それで確かに段階的に行くよりは一気にやるという方が、要するに予め今小野寺先生から質問があったが、ではそれは宮城県にとってどうなのかということ色々な形で推定していても、あくまでもそれは推定なので、はっきり言えば不確定の部分というのはいつでもつきまとうと考えられる。それで例えば決めるということをしなければいけない場合に、これは他のことについてもこの教育委員会などで議論されたことについて思うことは、決めてしまったことはもう二度と変えられないというふうに考えて決めると、やはり色々な不安要因が残るところがある。であるから例えば、決定して、周知期間を置いて行った、それで後は何があってもそのとおりですではなくて、3年とか5年の検証期間を設けると、もし懸念事項のようなことが沢山起きた場合には撤廃だったけれども別な拡大に戻す可能性もあり得る、あるいは元に戻す、ということもあり得るのかどうか、もう決

めてしまったなら何が起きようともそのままなのかという部分を一つ決めるに当たって確認しておきたい。それはもしかしたら段階的にやるというよりも色々な形で納得が得られる形ではないのかなという気がする。それから奨学金についても私前回質問させていただいていいデータをいただいた。ただこれはやはり小野寺委員から指摘があった経済的な理由とか、あるいは成績とかということは関係ある。だけれどもやはり今回問題になっている奨学金の部分というのは遠距離通学する人が不利になる。つまり通学のために要する費用が十分でない人にとって不利益だという部分を解消するための必要な資金なので、成績とか、例えばお家が給料が少ないから奨学金をもらわなくてはならないということを好まないけれども、その部分があれば遠くの学校にも行けると考える人もいるに違いないので、あの子は奨学金を受けないと学校に行けないではなくて、遠距離のために必要な奨学金だという部分を別枠というか、そのためのものと、家庭の経済力とか成績とは関係ない、遠距離になるために必要な部分を提供できるんですよという提案が一緒になされれば、経済的な理由で遠くに行けないという人がそれを利用できる訳である。そういう可能性があるのかどうかということ、やはり決める前にある程度知ることができたならいいなと思ったがどうか。

委員長 今の教育委員会の方針というのは一度決まったら修正できないかということであるが、普通はこれは極自然のことであり方向性は決まったら、それはとにかく色々なデメリットが出てきたら、それに対して措置を講じながらその方向性をある程度守らなくてはならない。余程のことがない限りこれは方向転換はするべきではないと自分自身はそう思っている。皆さんはどう思っているか分からないが、そういうものだと思っている。国会でも国でも何でも物事というのはそうである。ある程度方向性を決めたらそれについては色々な措置を講じながらしっかりやっていくと、本当に余程のことがない限り変わらないということである。

佐々木委員 もう見直し期間がないということか。

委員長 見直し期間というのは非常に難しい。それに対する予算とか色々なものが全部集中してやっているものを、またひっくり返してやるということは全体として影響力があまりにも大きすぎることから、一つ決めたらそれについて一生懸命やるということが大事である。

鈴木次長 慎重審議をというふうに、県民から議会から色々な方々から言われているのは、委員長がおっしゃったことにあると思う。物によって新しい制度をつくる時に、法律なんかもそうであるが、例えば介護保険とかあいう形のを5年後に見直すというのを宣言して、条文に書いてやっているものもある。制度の中身によってはそういう種類もあると思うが、こういうふうに次々と毎年毎年子どもたちが受検する、父兄の皆さんも準備をして臨むといった時に、いつ何時すぐ見直しをする可能性がありますという言い方をして制度の改変をするというのは我々としても余りしたくない、好ましい方向ではない。ただ、さっき委員がおっしゃったように何か現象として現れたという時は当然これは教育制度を運営していく委員会としてそれは色々な議論を行う場面はあると思う。その都度議論をしていただくことは結構だと思うが、予めそういうことを想定して進むという話はまずいかなと私は思っている。それから奨学資金の話であるが、先程佐々木委員が決めるための議論、決めた後の議論とおっしゃったが、私もそういうふうに思っているが、奨学金は通学のためということではなく全体だと思う。学区制の見直しで今最

大に懸念されているのは室長が言ったように仙台一極集中といったことであり、その話と奨学金の制度を充実したりという話はちょっと論点が違う話かなと思う。要するに奨学資金を出して誰でも何処へでも行けるようにどんどんしていきますという話は、今心配されている懸念事項の一極集中とベクトルが同じというか、そういう方向で動く話である。誰でも同じスタートラインに立って勉強できるという制度は学区制とは別にまた議論すべきだと思うし、先程資料でお示したように色々な奨学資金がある。私学についても同じであるが、所得に応じて、まるっきり100%補助をする。私学で学校が補助した時には公費で負担している訳である。そういう制度はあるということである。であるから現在の公立の授業料と私学の授業料で比べてすぐそこだけ比較して云々というのもちょうとこういう制度から見れば如何なものかなという感じはしている。先程の決めるための議論、決めた後の議論というのは、そういう観点でも少し分けて議論をする必要があると思っている。

佐々木委員 ただ色々なところに意見を聴きに行ったときに出た議論の一つに、経済力のある人しか好きな選択ができないという議論があったので、そういう意見をお持ちになっている方達にとって、やはり通学のための資金がある程度は確保されるということで自由な選択の機会が同じになるんだという状況は作っておいた方がいいのではないかと考えたものである。それは一極集中を進めるためという意味ではなくて、そのために自分は好きな学校を選べないという人達への十分な配慮が必要だという意味で申し上げたものである。

鈴木次長 私 の 考 え と し て は 、 そ れ が 学 区 と は ま た 別 の 論 点 の よ う な 気 が し て い る 。

佐々木委員 で も 学 区 を 撤 廃 す る た め に は そ う い う 心 配 は な く 自 由 に 選 べ る 、 要 す る に 通 え る 人 も 通 え な い 人 も 自 由 に 選 べ る 状 況 を 作 っ て 撤 廃 す る と い う の が や は り 必 要 な の で は な い か な と 思 っ た 。

委 員 長 そ こ は 小 野 寺 委 員 も さ っ き 言 っ た 経 済 格 差 と い う こ と に 繋 が っ て く る 訳 で あ る 。 ま と め て み る と 、 こ の 間 か ら の 話 で は 、 一 極 集 中 の こ と 、 そ れ か ら 他 県 の こ と で ど う な っ た か 、 そ れ を 調 べ る と い う こ と 、 そ れ に 付 随 し て 出 た の が 宮 城 と 他 の 県 で は 同 じ 考 え で い い の か ど う か と い う こ と を 言 わ れ た が 、 そ れ に つ い て は 如 何 か 。

教 育 長 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン す る と い う 訳 に は な かな かな 行 か な い 。 他 県 の 例 を 参 酌 す る 以 外 に は な い の で は な い か と 思 う 。

委 員 長 そ う い う と こ ろ が 拠 り 所 と な る 。 大 多 数 が そ う い う 状 況 で あ っ た と い う こ と で あ る 。

鈴木次長 後 発 組 で あ る か ら こ そ で き る 話 で あ る 。

委 員 長 そ れ か ら 枠 の 拡 大 と 撤 廃 と い う こ と に つ い て も 議 論 が あ っ た が 、 こ れ に つ い て は ど う か 。 確 か に 非 常 に 複 雑 で あ る と い う こ と は 、 考 え れ ば 考 え る ほ ど 言 え る 。

教育企画室長 先 程 山 田 委 員 の 方 か ら 他 県 で 学 区 撤 廃 と と も に 魅 力 づ く り の 成 功 事 例 が な い か と い う こ と で 質 問 が あ り 、 手 元 に あ っ た の で 簡 単 に 説 明 す る 。 和 歌 山 県 内 の 雑 誌 に 紹 介 さ れ た と こ ろ で あ る が 、 例 え ば 「 各 学 校 が 危 機 意 識 を 持 ち 自 校 (学 校) の 特 色 を 真 剣 に 考 え る よ う に な っ た 」 と い う 大 き な 見 出 し の 中 に 、 読 み 上 げ る と 「 確 か に 進 学 校 が 学 力 に 力 を 入 れ る こ と も 一 つ の 特 色 づ く り で す 。 そ れ 以 外 に も 選 択 科 目 を 増 や し た り 、 コ ー ス 制 を 設 け た り 、 ス ポ ー ツ に 力 を 入 れ る 高 校 な ど 方 法 は 多 様 で す 。 実 際 に 部 活 動 な ど に 特 色 が あ る 学 校 は 旧 学 区 を 越 え て 生 徒 が 集 ま っ て い る よ う で す 」 と 「 県 立 星 林 高 校 に 聞 く 」 と い う と こ ろ に 書 い て あ る 。 あ と は 「 地 域 の 中 学 校 に 特 色 を ア ピ ー ル 、 学 区 撤 廃 は 教 職 員

の特効薬に」という見出しの中で「学校現場の教職員が危機意識を持つようになったことですね。高校も自由競争時代に入り、自校のキャンペーンを中学校や地域に行うことで、教職員自身も学校広報を支える一員であることを意識できるようになったと思います」とか、そういった具体的な報告があるが、なお詳しく調べてみたいと思う。

小野寺委員 いわゆる3%枠の拡大、段階的推進と撤廃という他県の先行事例が出ているが、それでまた戻るようになるが、いわゆる学区を撤廃した場合に懸念されることは、仙台に集中すれば、仙台にもマイナスであり、地方にとってもマイナスだよということである。それで事務局から大変詳しい資料も色々出ている。それでいわゆる集中は起きないというデータが出ている。これについては機会を見て意見は述べようかと思うが、現状をどう見るかという、この前いただいた補足資料の6を見ると大体他学区の中部地区の生徒に占める割合というのは3.6%ぐらいである。それからこれで計算してみたら中部から他学区に行っているのも4%ぐらいでほぼ同数ぐらいである。それでこれから集中の議論を進める場合にいわゆる公私の6:4の申し合わせ事項があると聞いた。これは色々な歴史的ないきさつがあると思うが、仙台地区の生徒にとっては公立学校の入学が、いわゆる収容率が限定されているということである。それをどうするこうするということは私は今議論できないが、それをやはり前提にして進めなければいけないと思う。22年度まで申し合わせが生きていると聞いたが、仮に撤廃された場合に、私学の役割とか振興というのは大事にしなければならないが、そのことも同じ結果になるにしても検討していかなければいけないのかなと思っている。それからもう一つは、中学校の現場から出るが、非常に困っているところがあるが、推薦入学制度である。これ辺りもどこかで検討していく必要があると思う。説明が足りないかも知れないが、公私協定があれば私は仙台地区の生徒にとっては公平ではないという気はしている。それをどうこうしろと言っている訳ではない。そのことも学区の見直しと同時にどこかで考えていく必要があると思っている。

委員 長 これは今日新たに出たことである。これは今ちょっと無理であるので私学の関係をこれからどうしようというのではなくて、その現状把握とその意義、それも我々にとっては知りたいところである。それから推薦入学というのはいったいこれはどういうことなのか、大体分かるが、勿論それは否定するものではないが、その意義である。結局3%もそういうことである。そういうことについて、歴史的なことから始まる資料だけでもいいので調べてほしい。

鈴木次長 教育委員会としてもいずれの二つの問題も問題意識としては持っているので、特に二番目の推薦入学制度の話については内部での議論があるし、中学校の校長先生とか教員の皆さんからも既に意見が出ているのでやらなければいけない。

委員 長 学区と絡めてやるとするとこれはなかなか簡単には解決できない問題である。今までの推薦入学制度というのは、これは肯定しつつ行かないとこれはだめである。それについての見直しは、これは別な問題としてまたやってほしい。小野寺委員それでよろしいか。

小野寺委員 進めていけば、私は別とも捉えていないところがある。

委員 長 推薦入学をなくして全部自由競争にしるなんて言ったら、これは偉いことになる。

矢吹次長 今の2点であるが、私学の代表の委員の方が審議会におられる。その中でこの学区制を判断するとき特に資料には出していないと思うが、私学も公立もある意味では切磋

琢磨する時代が来たということは認識していらっしゃると思う。ただ22年度までの約束がある。公私協調という部分で、これについては22年度以降どうするかというのはまだ真っ白である。それぞれがその時期が来たらまた話し合いをするという形である。ただ、私学は私学の役割があって、私学の建学の精神ということで教育するというものである。例えば私学で授業料の減免をやっているが、第一種保護者負担を減免する場合には10割を減免すると、ただし県が8割負担しているということである。2割は学校法人ということである。この8割、6割、4割というのは県の就学補助金ということで私学に出しているという形である。そういう意味では私学もある意味では県の大変な支援をもって運営されているという部分がある。であるから経済的な意味では授業料減免は3種類ある。県立学校は一種類しかない。そういう形での支援はしている。

委員長 私学に関しては私の認識では仙台地区における問題が非常に大きい訳であるので、これを全県の学区制に含めてやるのもまた大変な問題になるので、これは次の資料程度でいい。何せ対象は全県であるので、こういう各論をやっている訳ではない。

櫻井委員 私は前回質問した時に、魅力ある学校というのは、魅力ある教職員からということを見た。保護者にとっても、生徒にとっても魅力の大元は魅力ある教師ということである。それでここに人事面での取組というのが2行で書いてあるが、やはり教育委員会が魅力ある学校づくりに真摯に取り組んでいるということを示すのは人事だと思っている。それで「公募制人事異動」と書いてあるが、これがよく分からないので教えていただきたいのと、あとたった2行だけなので具体的なことが全然書いていないが、どの辺をもう早速頑張って真摯にやろうと思っているのか、ポイントを教えてほしい。

教育長 前回もお答えしたが、公募制人事異動というのは17校で実施しており、希望者に手を挙げていただいて、必ずしも希望通りにいくという訳にはいかない。例えば、教科とか背番号をそれぞれ教員の皆さんは背負っている。その方が異動しないと対象になれないということがある。そういう意味で19年度は17校を予定している。ちなみに18年度の実績は13校で49人の希望申込みがあって、そのうち異動したのは17人ということで約35%の異動率だったという状況である。勿論ここに書いてあるとおり小・中・高の校種間の交流人事とか、あるいは広域人事交流をさらに進めていく。それぞれ各学校の事情等もあるので、そういったことを十分踏まえながら対応していきたいと思っている。公募制についても実施したいという学校数も増えてきているので、この辺も是非活用して参りたいと思っている。

矢吹次長 基本的に公募人事は仙塩地区の高等学校は除いている。地方の学校ということである。

小野寺委員 いわゆる仙台集中、事務局の案ではいやいやそんなにしないぞという話なので、この辺りの議論はもっと力を入れなくてはと思う。説明はいただいたが、ここがポイントだと思う。

委員長 意見聴取会でもそこが一番大きな懸念事項であったので、この次もそのところを、同じようなことかも知れないが、なるほどという納得いくことは必要である。科学実験と違って結論を科学的に割り出すという訳にはいかないが、統計的に言ってこうだと、傾向としてはこうだということから、というふうに強く推定する訳である。

教育企画室長 審議会でも1年半かけてまさにこの辺の部分で議論して、実際に撤廃した場合に、どれだけ集中するかということであるが、そこはシミュレーションできない。他の県もそうである。どこもやっていないし、できるはずがない。それでどうして判断したかとい

うと、前回お示ししたとおりであるが、色々な既存のデータ、例えば、既に仙台市内にある総合学科等で全県一学区になっている学校の状況、あるいは実際の審議会のメンバー、小委員会に中学校の先生、高校の先生がいる。それから審議会になるともっと中学校の先生、高校の先生が増える。その中で特に中学校の先生からは具体的な実証データに基づく訳ではないが、色々議論あったとおり実際に中学生が学校を選択する上での色々な条件を加味し選択しているという中で、現実的にはそんなに今以上に集中するような状況にはならないのではないか、既に3%、あるいは総合学科等で相当程度動いているという中で、それ以上に集中する可能性は少ないのではないかという意見が、現場の意見としてほとんどであった。実際に高校サイドからの意見もあった。具体的なその可能性についてどうなんだということであるが、我々としては審議会で出した資料、あるいは審議会で議論されたものを少しフォローした資料として具体的に前回示したものが現時点で全てである。もしこういった角度からというのがあればお願いしたいと思う。

佐々木委員　それで先程私は5年間の再検討期間を設けるというような事項が付いてたら、もし万が一起きるか起きないかやってみないと分からないという部分が余り多くて、分からないことをいつまでも色々な形で言っても、やっぱりやってみないと分からないということはある。恐らく他の事例を見ると、選択する人もそれなりに必死で選択するのでそんなに集中しないかも知れない。しかし万が一そういう一極集中が、みんなが心配しているような一極集中が起きた時は、例えば5年間の過程を見て再検討もあり得るといようななにかちょっと付いていたら、すごく物事が進みやすいのではないかなと思った。起きないかも、起きないだろうと思っているけれども、万が一起きた時には、起きなければそのままいい訳であるが、そういうことがあり得るんだよということが付いていたら、すごく物事が進めやすいのではないかなと思った。だって分からないことである。シミュレーションもできない。

委員長　資料で和歌山、秋田、滋賀と出てきたが、もう少し他の県も調べてほしい。この次辺りまで調べて教えてほしい。

小野寺委員　次にまた仙台集中の問題などをやるんだと思うが、山田委員さんも心配されているが、今回のことで仙台も持っているように地方でも危機感とか不安を持っている。というのは色々あるが、一つだけ話せば、やはり仙台へ集中して地方の学校の再編統合が起きるのではないかと、例えば今でも官公庁の統廃合によって地方が切り捨てられるとか何とかそういう論議も出ている。そういうことと結びつけてそういう論議が出ている。そのところを私はきちっとやはり伝えていかなければいけないと思う。いわゆる生徒が減る訳であるので、今ある学校も小規模化する訳である。それがいいのかどうか、あるいは学校の個々の適正規模というのはどうなのか、その辺りをきちんとこういう考えで再編しますよと、そこをはっきり出すべきだと思う。その辺が正しく伝わっていないのではないか。だから学校がなくなるとか、そういう議論になると思う。私は簡単に学校なんかなくなるよと言っている。そういうふうと言っているが、そこはそういうふうには受け取られている。

鈴木次長　仙台一極集中という話の時に、仙台に一極集中しっぱなしということはない。これは今までの議論の中で、あるいは議会の中でも言ってきたが、学校の生徒数に応じて各地区の学級数なり学校数というのを決めている訳である。であるから今までも生徒が少な

- 鈴木次長 : それはそのとおりである。
- 教育長 : 高校の将来構想、今のところは22年まで作っているが、その後どうするかという問題にも関連してくる話である。それで基本的には高校の将来再編については鈴木次長が言ったように、地域内の中学3年生の卒業生をベースに高校の再編を考えてきているので、では次回どうするか、ポスト22年度以降どうするかということについては、これから考えるという事項であるので、特に専門学科とか専門高校を中心としてこういった形で高校の将来構想を考えていくか、そういう時期がもうちょっと先かなという思いで今事務的な検討は進めているという状況である。
- 矢吹次長 : ちなみに栗原の今0歳児が400人台になるという数字が出ている。現在は五つの学校がある。800人ぐらいの生徒がいるのではないかなと思う。将来構想的にはその子どもたちの数に合わせた学校の編制ということである。だから消えるのではなくて統合は可能性がある。
- 委員長 : それは地方ばかりではなくて仙台でもそういうことがあり得る訳である。
- 矢吹次長 : 仙台市も起こり得る話である。
- 教育企画室長 : 自分自身も錯覚してしまうが志願者の仙台集中ということであるので、先程佐々木委員がおっしゃったとおり定員というのがあって、まさしく中学卒業生を見て定員を決めるので、人口のように全員仙台に行ってそこに住む、段々仙台市の人口が膨らむという訳ではない。定員があるので定員以上には絶対に膨らまないような制度になっている。ただ、受験者が多くなって倍率が高くなるというのは可能性として勿論あるが、そこに入る生徒というのは定員で決まっているというのは当たり前の話であるが、そういうことである。
- 委員長 : 次はさっき言ったようにもっと他の県のことも教えてほしい。やはり三つだけだと心配な部分がある。
- 鈴木次長 : その他何か必要な資料があればおっしゃっていただきたい。
- 教育企画室長 : 定員の定め方みたいな部分は今おっしゃったとおりであるが、形に整理する。
- 委員長 : 今日出たところをもう少し話してみたいと思う。今日結論を出す訳にはいかない。
- 小野寺委員 : 資料の提供ではないが、いわゆる学校間格差という言葉を使っている。文部科学省も使っている。その辺りの言葉とはどういうことを言っているのか。その辺りが分かったら教えてほしい。
- 委員長 : 本日はここまでの協議とする。

11 閉 会 午後8時03分

平成19年3月16日

署名委員

署名委員

